

規定類の新旧対比表

規定類	改定前	改定後	改定理由
当座勘定規定	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。（追加）</p> <p>（2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>（4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>第1条（当座勘定への受入れ）</p> <p>（1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>（2）手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>（3）証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。</p> <p>（4）証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。（追加）</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の預金払戻請求書を使用してください。</p> <p>（4）前項の払戻しに預金払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金専用通帳またはあいぎん当座キャッシュカードとともに、口座開設店に提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>（1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p> <p>（2）前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>（3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定の預金払戻請求書を使用してください。</p> <p>（4）前項の払戻しに預金払戻請求書を使用する場合には、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定入金専用通帳またはあいぎん当座キャッシュカードとともに、口座開設店に提出してください。また、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。（追加）</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを（追加）確認してください。</p> <p>（3）前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。（削除）</p> <p>（6-5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（7-6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p> <p>（2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>（3）前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</p> <p>（5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</p> <p>（2）前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>（1）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</p> <p>（2）前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。（追加）</p> <p>（2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	<p>第18条（線引小切手の取扱い）</p> <p>（1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>（2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当行はその責任を負いません。また、当行が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
小切手用法	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、（削除）先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。（追加）</p>	<p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
約束手形用法	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ（削除）記入してください。</p>	<p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
為替手形用法	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、できるだけ（削除）記入してください。</p>	<p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため
代金取立規定	<p>1.（取扱証券類）手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。</p>	<p>1.（取扱証券類）手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下、「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</p>	手形・小切手の最終振出期限の設定のため

規定類の新旧対比表

規定類	改定前	改定後	改定理由
普通預金規定	<p>2. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。 (追加)</p> <p>(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
貯蓄預金規定	<p>2. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。 (追加)</p> <p>(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
納税準備預金規定	<p>2. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。 (追加)</p> <p>(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	<p>2. (証券類の受け入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下「証券類」といいます。)を受け入れます。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p> <p>(2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち、裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立てのため特に費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
積立式定期預金規定 契約日が平成21年4月1日以降の個人名義	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。ただし、この規定により、この預金口座の開設時に、この預金を担保として総合口座を利用することを申し出た場合の預け入れは、1回あたり1万円以上1円単位とします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上(この預金口座の開設時に、この預金を担保として総合口座を利用することを申し出た場合は1万円以上)で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 (追加)</p>	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。ただし、この規定により、この預金口座の開設時に、この預金を担保として総合口座を利用することを申し出た場合の預け入れは、1回あたり1万円以上1円単位とします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上(この預金口座の開設時に、この預金を担保として総合口座を利用することを申し出た場合は1万円以上)で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
積立式定期預金規定 法人名義	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 (追加)</p>	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
積立式定期預金規定 レポート型	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 (追加)</p>	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1千円以上1円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1千円以上で当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため
積立式定期預金規定 契約日が成21年3月31日以前	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1万円以上千円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1万円以上で当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 (追加)</p>	<p>1. (預金の預け入れ等)</p> <p>(1) この預金の預け入れは、1回あたり1万円以上千円単位とし、毎月口座振替の方法により預け入れるものとします。</p> <p>(2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手、その他証券類により、1万円以上で当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預け入れることができます。この場合、必ず通帳を持参してください。 ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</p>	他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了のため